

「同居親族」の取扱いに関する運用基準

平成12年2月1日

住宅営繕事務所

1 趣旨

単身入居や母子入居の場合、戸籍上配偶者がいないことが前提であるが、申込み時に正式に離婚していないケースが見受けられる。

このような場合、戸籍上、入居時まで離婚が確認出来ないと、入居不可能とするのがこれまでの取扱いである。

しかしながら、事実上、婚姻関係が破綻していても、協議離婚が成立しない場合には、裁判上の離婚（離婚訴訟）による以外に道がない。一般に、裁判は馴染みにくいし、時間も費用も要するのが実情である。特に、母子家庭等にとって、正式な離婚を待つのは著しく過酷な場合が多い。

また、母子家庭での入居の場合にも、現在の複雑な世相を反映し、前夫の親権に服する子が含まれていて、その者の入居が認められず、家族構成に支障を及ぼすケースもある。

そこで、現今の社会情勢に鑑み、人道的見地から、離婚や親権に準じる取扱い基準を定め、特例認定を行なうことができるものとする。

2 取扱い基準（特例認定基準）

(1) 離婚に準じる扱い（離婚特例認定）

入居申込者の戸籍上の離婚が確認できないが、相当の期間にわたり事実上離婚状態で、訴状の写し等で離婚が確定的と認められる場合は、入居申込者に離婚が不成立の場合でも配偶者を同居させない旨を確約させた上、特例的に離婚に準じた扱い（離婚特例認定）をすることができる。

提出書類

- ① 訴状の写し（離婚訴訟中の場合）又は調停の期日通知書の写し（離婚調停中の場合）
 - ② 申出書（これまでの経緯を記載）
 - ③ 確約書（様式1）
（離婚不成立の場合、配偶者を同居させない旨を確約）
- ※ ①から③までのすべての書類の提出が必要

上記2の(1)の「相当な期間」とは、概ね1年以上で住宅営繕事務所長が適当と認める場合とする。

(2) 親権に準じた扱い（親権特例認定）

入居申込者の同居予定家族のなかに、他の親権に服する未成年者が含まれている場合においては、公的機関が発行する証明書等（下記提出書類のいずれかの書類）により当該未成年者が入居申込者に同居・保護されていることが確認できる場合は、特例的に親権に服する者に準じた扱い（親権特例認定）をすることができる。

提出資料

- ① 家庭裁判所の監護者としての審判書の写し
- ② 区市町村からの児童扶養手当の受給証明書等
- ③ 市町村からの当該未成年者を含めた生活保護受給証明書
- ④ その他、住宅営繕事務所長が指定する書類

なお、この場合で、当該未成年者の県営住宅住所地への住民登録が諸般の事由により困難な時は、入居後に提出する入居完了届に添付する住民票は、その経過を記載した書類（児童・生徒の場合は「就学通知書」の写しなど）に代えることができるものとする。

3 特例認定の手順

- (1) 県営住宅等入居者募集業務受託者は、入居事務審査に際し、特例認定に該当すると認められる案件の場合は、（様式2）により、住宅営繕事務所長に特例認定の進達を行うものとする。
- (2) 住宅営繕事務所長は、特例認定を行い、県営住宅等入居者募集業務受託者に指示するものとする。

4 適用時期

平成12年4月1日以降の入居対象者から適用。

5 その他

- (1) この運用基準は、入居後における同居承認申請の場合にも、準用するものとする。
- (2) 神奈川県県営住宅管理システム上、特例認定者が区別できるよう措置するものとする。

附 則

この運用基準は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から適用する。

(様式1)

確 約 書

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

私は、このたびの県営 への入居に当たり、令和 年 月 日に
(同居申請)

()との(離婚訴訟)を(裁判所)へ
(離婚調停)

(提起)しましたが、この結果のいかんに関わらず、入居決定後に同者との同居に
(申立) (同居承認)

係る承認申請をしないことを確約します。

令和 年 月 日

現 住 所

氏 名

※ 同居承認申請等の場合にも、準用する。

(様式2)

令和 年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所 殿

県営住宅等入居者募集業務受託者

(離婚・親権) 特例認定について

このことについて、下記入居申込み者を認定してよいか。

入居申込者氏名		
入居予定住宅		
申込の概要	募集の区分	年 月 募集
	申込の種別	単身・母子・ ()
添付書類		

※ 同居承認申請等の場合にも、準用する。